



平成 29 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 G F A 株式会社
代表者名 代表取締役 高木 良
(コード : 8783)

問合せ先責任者 経営企画部主任 飛田 津由佳
(TEL 03-6432-9140)

(訂正) 第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ

平成 29 年 6 月 22 日に開示致しました「第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

6 ページ

5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

(中略)

なお、本新株予約権の公正価値の算定にあたり設定した取得条項の発動基準（行使価額 592 円に代替資金調達コスト 162 円を加えた 754 円を株価が上回った場合において、取得条項を発動する点）と、自社が現時点において想定している取得条項の発動水準（本新株予約権の権利行使が行われていれば、取得条項の発動は行わないと考えている点）と異なる水準、つまり株価が 754 円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、仮に当社が想定する取得条項の発動水準である、本新株予約権の権利行使が行われていない場合に取得条項を発動するということを算定に織り込むことは、定性的な任意の行使タイミングを設定し算定に加味するということとなり、客観的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定している取得条項発動水準と異なる取得条項発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

また、本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成 29 年 6 月 21 日）の終値は 777 円であり、代替資金コストとして設定している 754 円を上回っております。しかしながら、「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達の選択理由」に記載のとおり、当社が事業資金ニーズを満たすため、今般割当先候補を見つけることを行ったものの、他の割当先候補を見つけることはできず、また本新株予約権の内容は、割当予定先との協議の結果、決定したものであり、結果として、本新株予約権を発行することは合理的と考えおります。以上を踏まえ、東京フィナン

シャル・アドバイザーズが評価算出した本新株予約権 1 個につき 1,547 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断しております。

以上のことから、当社の監査役 3 名より、本新株予約権の算定には、当社及び割当予定先とも契約関係がなく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

(訂正後)

(中略)

なお、本新株予約権の公正価値の算定にあたり設定した取得条項の発動基準（行使価額 592 円に代替資金調達コスト 162 円を加えた 754 円を株価が上回った場合において、取得条項を発動する点）と、自社が現時点において想定している取得条項の発動水準（本新株予約権の権利行使が行われていれば、取得条項の発動は行わないと考えている点）と異なる水準、つまり株価が 754 円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、仮に当社が想定する取得条項の発動水準である、本新株予約権の権利行使が行われていない場合に取得条項を発動するという点を算定に織り込むことは、定性的な任意の行使タイミングを設定し算定に加味するということとなり、客観的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定している取得条項発動水準と異なる取得条項発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

また、本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日（平成 29 年 6 月 21 日）の終値は 777 円であり、代替資金コストとして設定している 754 円を上回っております。しかしながら、「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達の選択理由」に記載のとおり、当社が事業資金ニーズを満たすため、今般割当先候補を見つけることを行ったものの、他の割当先候補を見つけることはできず、また本新株予約権の内容は、割当予定先との協議の結果、決定したものであり、結果として、本新株予約権を発行することは合理的と考えおります。以上を踏まえ、東京フィナンシャル・アドバイザーズが評価算出した本新株予約権 1 個につき 1,547 円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断しております。

また、本新株予約権に取得条項がない場合の新株予約権の公正価値評価額は 1 個当たり 15,238 円であると東京フィナンシャル・アドバイザーズによって評価算出されております。

本取得条項の発動基準を本新株予約権の公正価値の算定に織り込むこと、及び本新株予約権に取

得条項がない場合と比べ、本新株予約権の公正価値が13,691円程度減価していることについて、第三者的な見地から小笠原六川国際総合法律事務所（六川浩明弁護士、徳永博久弁護士）に意見具申しました。まず、本取得条項の発動基準を本新株予約権の公正価値の算定に織り込むことについては、取得条項を発動する可能性が低いわけではない等の理由により、有利発行に該当する要因には当たらない旨の意見を受領しております。また、本新株予約権に取得条項がない場合と比べ、本新株予約権の公正価値が減価していることについても、その減価の程度が大きくはない等の理由により、有利発行に該当する要因には当たらない旨の意見を受領しております。

以上のことから、当社の監査役3名より、本新株予約権の算定には、当社及び割当予定先とも契約関係がなく独立した立場であると認められた第三者評価機関が評価を行っていること、本新株予約権の価額算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、本新株予約権の取得条項がある場合の評価額と取得条項が無い場合の評価額との乖離水準を鑑みながらも、取得条項の発動可能性が極めて低いわけではないなどの理由から、本新株予約権の公正価値の算定に取得条項を織り込み算定すること、及び算定過程及び前提条件に関して第三者評価機関から提出されたデータや資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、公正価値評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その公正価値評価額を払込金額に決定していることにより、発行条件が特に有利な金額には該当しないと判断をする旨の意見を得ております。

以上